

令和元年度石巻市男女共同参画推進に関するスケジュール

資料4

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20
男女共同参画推進審議会 (年2～3回)										●					●			◎																		
										7/1					下旬			市長報告																		
男女共同参画推進本部幹事会 (年2回)							●														●															
							6/26														下旬															
男女共同参画推進本部 (年2回)												●									●															
												7/16												10/8												
女性活躍推進会議 (年3回)							●														●									●						
							6/25														下旬									上旬						

石巻市男女共同参画推進本部について【根拠:石巻市男女共同参画推進本部設置要綱】

第1条 石巻市男女共同参画推進条例(平成17年石巻市条例第24号)に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、石巻市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石巻市における男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 石巻市男女共同参画基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項に関すること。

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、復興担当審議監、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長及び同委員会事務局長をもって充てる。

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

令和元年度石巻市男女共同参画推進本部会議及び幹事会について【予定】

	開催時期		開催時期	おもな内容
第1回本部会議	R1.7.16	第1回幹事会	R1.6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度石巻市男女共同参画基本計画の進捗に関する成果 ・令和元年度石巻市男女共同参画事業計画 ・令和元年度スケジュール
第2回本部会議	R1.10.8	第2回幹事会	R1.9 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度石巻市男女共同参画基本計画の進捗に関する成果 に対する審議会からの意見(評価)報告